

ニセコ町内建築関連法令規制一覧整理表

2026.4現在

字名	都市計画区域※1	用途地域	景観地区※2	特定用途制限地域※3	建築基準法区域	日影規制	道路斜線	隣地斜線	景観条例区域	自然公園法	森林	上下水	農地	埋蔵文化財
★ 字本通	外	指定なし	-	-	6条1項三号区域、22条区域	-	-	-	全域※4	※5	※6	※7	※8	※9
★ 字曾我	準都市計画区域		○	○	-	-	1.25	20m+1.25						
	外		-	-	-	-	-	-						
字東山	準都市計画区域		○	○	-	-	1.25	20m+1.25						
★ 字ニセコ	準都市計画区域		○	○	-	-	1.25	20m+1.25						
	外		-	-	-	-	-	-						
字里見	外		-	-	-	-	-	-						
字富川	外		-	-	-	-	-	-						
字宮田	外		-	-	-	-	-	-						
字黒川	外		-	-	-	-	-	-						
字峠	外		-	-	-	-	-	-						
字福井	外		-	-	-	-	-	-						
字西富	外		-	-	-	-	-	-						
字富士見	外		-	-	6条1項三号区域、22条区域	-	-	-						
字桂台	外		-	-	-	-	-	-						
字中央通	外		-	-	6条1項三号区域、22条区域	-	-	-						
★ 字元町	外		-	-	6条1項三号区域、22条区域	-	-	-						
			-	-	-	-	-	-						
★ 字有島	外		-	-	6条1項三号区域、22条区域	-	-	-						
			-	-	-	-	-	-						
字羊蹄	外	-	-	-	-	-	-							
字近藤	外	-	-	-	-	-	-							
字豊里	外	-	-	-	-	-	-							

★印の地域については、都市計画区域または建築基準法区域が内外にわたるため、お問い合わせください。

※1ニセコ町内に「都市計画区域」の指定はありません。

※2景観地区内で建築等する場合は、当該建築等の計画認定申請が必要となります。景観地区内の各種制限は、URLをご覧ください。→ https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/keikaku/plan/juntoshi_keikaku/

※3特定用途制限地域の制限は、URLをご覧ください。 https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/keikaku/plan/juntoshi_keikaku/

※4町内で条例に定める事業を実施する場合、町との協議が必要となります。対象事業や手続きの流れ等の詳細はURLをご覧ください。→ https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/keikaku/jorei/keikan/keikan_jorei/

※5自然公園法による区域及び制限は、後志総合振興局環境生活課（0136-23-1354）へお問い合わせください。

※6森林法に基づく区域については、ニセコ町役場農政課（0136-56-8841）へお問い合わせください。

※7上下水道については、ニセコ町役場上下水道課(0136-56-8847)へお問い合わせください。なお下水道エリアでない場合は、浄化槽の設置が必要となります。

浄化槽については、ニセコ町役場都市建設課(0136-56-8846)へお問い合わせください。

※8農用地および制限については、ニセコ町役場農政課農業委員会(0136-56-8841)へお問い合わせください。

※9埋蔵文化財についてはニセコ町役場教育委員会(0136-44-2101)にお問い合わせください。なお、付近に埋蔵文化財がある場合は事前確認や協議が必要となる場合があります。

建築ガイドラインを参考に、各種条例・計画等で求められている事項・考え方を十分に配慮してください。→ https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/keikaku/plan/kenchiku_guidelines/